

2018年10月30日

「職名の新設—Special Professor 及び Splendid Professor—」に反対する

広島大学教職員組合  
執行委員長 丸田孝志

このたび、大学提案である「職名の新設 Special Professor 及び Splendid Professor」の労働条件等について、広島大学教職員組合（以下、組合）は2018年9月26日（第116回）、10月5日（第117回）、10月22日（第118回）と3回の団体交渉に応じましたが、要である撤回要求部分45分2,500円の金額について大学側は検討の余地を全く見せず、決裂交渉に至りました。

現在、広島大学で開講されている授業科目のうちの一定数を、客員教員という職名で非常勤講師が45分5,010円で担当しています。本件は、客員教員とは別の新しい職名を新設することで、2019年4月1日より同様の授業を45分2,500円で担当していただくという大学提案です。対象者は広島大学退職者ならびに経済界等の有識者で広島大学の授業科目を担当される皆様に広く及び、それぞれに付される職名は Special Professor ならびに Splendid Professor となることが盛り込まれています。本提案に対し、組合は2018年3月の115回団体交渉から継続的に交渉にあたってきました。組合員である客員教員にも団体交渉への出席を要請し、当事者側としての意見を述べていただきました。

その一連の動きの中で、組合は、同一労働同一賃金の観点からも、案として出された賃金額の全国的な水準との比較からも、本提案は問題の多い制度内容であるとして、一貫して反対を表明してきました。何よりも、常勤職員では賄いきれない授業担当を広島大学退職者や広島大学関係者に安価で引き受けさせたいという使用者側の方針を、ボランティア精神という労働者側の好意に結びつけ、労使の雇用契約に関する制度に安易に組みこんだことに、看過できない問題の根深さがあります。組合は、客員教員によるものも含め、ボランティアや寄付等に対して反対しているわけではありませんが、そこに強制が働く仕組みを暗黙のうちに敷かれることで、ボランティア等の精神が失われることを懸念しています。すなわち、労使の雇用契約に関する制度は制度として取り決め、制度の該当者である教員が気持ちよく働くことができる内容でなければならないと考えています。そうでないことが懸念される現状では、該当科目の世話教員が客員教員の方へ授業担当をお願いすることもままなりません。

以上のことを踏まえ、組合は今回の大学当局の姿勢に抗議するとともに、本提案内容の45分2,500円に改めて反対を表明し、職名の新設自体についても撤回を求めます。

なお、大学の最終案において、原則として客員教員として雇用し、希望者のみ新職名とその待遇によって雇用することとなりました。Special Professor あるいは Splendid Professor での雇用を希望されない方々は、例年と同様に客員教員として契約していただ

ることを申し添えます。

以下、大学側の不誠実な対応の具体と組合の考えを列挙します。

- ・組合との継続交渉中である内容を組合への相談もなく、2018年8月10日〆切りで意向調査と称し、新職名とその待遇による雇用の1案しかないかのような文面で、45分2,500円での2019年4月1日からの授業担当の可否を該当教員153名（来春の退職予定者および現客員教員）に発送し、該当教員の雇用上の不安を招いたこと。このことに対するお詫びの文書を該当教員に送付するように求めています。が、「年内には発送する予定である」という回答です。しかし、なぜ7月12日付け文書のお詫びがここまで遅延するのでしょうか。この回答からは12月1日付け制度改正を通過させ、お詫びではなく、2,500円案が決定したという通知を出すのではないかという疑念すら抱かずにいられません。このような大学側の対応は、これまで広島大学の教育に尽力してこられた功績者に対して礼節を欠いた行為と考えています。
- ・組合は2,500円案の撤回を継続的に求めてきたにも関わらず、3回の団体交渉において交渉の余地を全く与えず、同じ金額を提示し続けたこと。本件が提案された時から組合は現場の意見を集約し反対を表明してきましたが、2018年3月の団体交渉において、名称にふさわしい待遇を与えることを前提とし、内容について継続交渉することを条件に、職名の新設だけを認め、大学側の主張に一部歩み寄った経緯がありました。しかしながら、大学側は途中交渉をすることなく、該当者に意向調査という名の通告をしたことは上述の通りです。その後の交渉に際しても初回の2,500円案を堅持し続けた姿勢は詐欺的行為とも言えます。予定調和的に3回もの団体交渉を経て規則改正を求める大学側の手段や姿勢は組合を愚弄するものであり、ひいては広島大学の教員をも愚弄するものです。
- ・2,500円にすることで生じた余剰金の使途に関する質疑を行いました。が、明確な回答ではなかったこと。本制度どおりに改定すると、1コマ90分あたり差額の5,020円、半期15コマ担当として75,300円の支出減となります。2019年4月時点の対象者153名が1人半期1コマを担当したとすると、11,520,900円すなわち約1千万円が支払わずにより計算になります。このことで生じた余剰金の使途について問いただしたところ、全体の財源の中での話なので具体的にどれに使うという指定はできないが有効に活用したいとの回答に留まりました。財政難は大学構成員の全員が了解しているので、その解決策として、大学の本務である教育の質を低下させる恐れのある授業単価の減額からなぜ手を付けたのかという問いに対する説明がなされて一定の説得力があれば、検討の余地があるかもしれません。しかしながら、そのような明確な展望のない現状では、本提案に賛同することはできません。

- ・同一労働同一賃金の原則からすれば、今までと同じ授業の担当者として半額以下の賃金で雇用することは雇用制度の改悪です。そういった不利益変更の非難を免れるために、「職名の新設」と称して安価な給与体系をつくった上で、現在の客員教員から順次切替えさせようとする行為は詐欺的と言わざるを得ません。このようなことは、該当者を含めた大学自身のみならず広く社会に対しても恥ずべき提案であることを、大学は自覚すべきです。

以上

(資料) 主な交渉内容の推移

交渉時期	大学	組合
第 115 回団体交渉 (2018 年 3 月 15 日)	従来の客員教員ではなく、本学を定年退職した教員(定年以外の退職も含む) を新職名 <b>Special Professor</b> で 2,500 円/1 時限 (90 分授業を 1 回につき 5,000 円) で雇用する提案。また、同じ時給額で経済界・産業界の方々を <b>Splendid Professor</b> として雇用する提案。	反対。
協議 (2018 年 3 月 16 日)	案の 2,500 円は取り下げ 中身については継続交渉。	職名の新設のみ合意。
第 116 回団体交渉 (2018 年 9 月 26 日)	部屋の使用や職員証の発行という特典を作った。金額は 2,500 円のみまでお願いしたい。	これは制度の改悪である。部屋や職員証は半額以下の賃金代償として見合うのか疑問。 1. 意向調査と称して該当者へ 2,500 円 (案) で授業引受を打診され誤解を生んだことについて「詫び状」をだすこと。 2. 客員教員と <b>Special Professor</b> の選択制は <b>Special</b> への誘導圧力がある。 3. 金額については全く認められない。
第 117 回団体交渉	2,500 円のみまでお願いしたい。	国立系の他大学の比較、海外比較について

(2018年10月5日)	また、基本的には定年の方には趣旨に賛同いただき <b>Special Professor</b> になっていただきたいが、客員になる道もある。	ての具体を提示。
第118回団体交渉 (2018年10月22日)	2,500円のままをお願いしたい。 原則として該当者には客員教員として働いてもらう、希望者のみ新職名の対象とする。3年でこの申合せは見直しを行う。	決裂。